

# 小型無人機の更なる安全確保のための 制度設計に関する分科会の検討状況

---

平成30年 12月10日

国土交通省 航空局

# フォローアップを踏まえた制度・ルール化の検討

- 平成28年7月に「**小型無人機の更なる安全確保に向けた制度設計の方向性**」をとりまとめ後約2年が経過したことから、「制度設計の方向性」に係るフォローアップを実施し、飛行の安全性に関する項目について**とりまとめ後の施策の状況を確認した**。（平成30年10月以降、分科会を3回開催。）
- また、各構成員からも制度・ルール化を検討すべき項目及び論点の意見招請を行ったところ。

## フォローアップを踏まえた今後の制度・ルール化の検討

- フォローアップの結果を踏まえ、制度・ルール化が必要と想定される項目を抽出した。

フォローアップ結果による整理	「制度設計の方向性」の項目	制度・ルール化の検討が必要な項目
検討が必要と考えられる ルール・制度	「機体、操縦者、運航管理体制の更なる安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機体の認証制度</li> <li>・操縦者の資格制度</li> </ul>
	「航空機、小型無人機相互間の安全確保と調和」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衝突回避ルール</li> </ul>
	「基本的飛行ルール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒中の飛行禁止ルール</li> <li>・粗暴な操縦禁止ルール</li> <li>・出発前確認の義務化ルール</li> <li>・報告徴収・立入検査制度</li> </ul>
関連して検討が必要と考えられるルール・制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運航管理ルール</li> </ul>

- ✓ 次回以降の分科会において、**機体の安全性や操縦者の技能確保、運航管理のあり方等の制度・ルールについて段階に応じた論点整理**を順次行っていく。

- 分科会での議論を通じ、現段階でも制度・ルール化に向けてある程度の素地があるものについては、早急の具体化が可能であるか精査をすべきとした。
- 無人航空機の普及が著しいことや、目視外（補助者無し）飛行の本格化を迎えている段階にあることから、事故の防止・抑制をあらかじめ強化しておく事が必要。まずは、技術開発の進展を待たずに取り組むことができる項目であれば早急な具体化が可能との考え方により、以下の項目を整理した。

項目	内容
衝突予防の義務化	航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、 <u>無人航空機を飛行させる者に対して、飛行状況に応じ、適時適切な方法で飛行させることを義務付ける</u> こととする。
飛行前点検の義務化	<u>無人航空機を飛行させる者</u> に対して、 <u>機体の点検や気象状況の確認など飛行に必要な準備が整っていることを飛行前に確認することを義務付ける</u> こととする。
他人に迷惑を及ぼすような飛行の禁止	<u>無人航空機を飛行させる者</u> に対して、不必要に騒音を発する飛行や急降下させる飛行など <u>他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させることを禁止</u> する。
飲酒時の飛行の禁止	<u>無人航空機を飛行させる者</u> に対して、 <u>飲酒時など正常な飛行ができないおそれがある間の飛行を禁止</u> する。
報告徴収・立入検査	<u>事故が発生した場合</u> などに、 <u>国土交通大臣が無人航空機を飛行させる者</u> に対してその <u>飛行について報告等を求めることができる</u> こととする。
空港周辺の飛行禁止空域の拡大	航空機の航行の安全を確保するため、 <u>空港周辺の飛行禁止空域を拡大</u> することとする。